

亀山市公告第 39 号

次のとおり亀山市職員を募集する。

令和 3 年 5 月 17 日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 採用職種、採用予定人数及び応募資格

採用職種	採用予定人数	応募資格
技術職（土木）	2 人程度	（1）平成 3 年 4 月 2 日以降に生まれた者 （2）高等学校以上の学校を卒業した者又はこれと同等の資格を有する者で、土木技術の専門課程又は科目を履修している者 （3）通勤可能な者

ただし、次に該当する者は、応募することができない。

（1）地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当する者

（2）永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の者

なお、外国籍職員の任用に関する基準については、8 に定めるところによる。

2 試験の日時、場所等

（1）第 1 次試験

日時 令和 3 年 7 月 11 日（日曜日）午前 9 時

場所 亀山市役所

試験科目 適性検査、専門試験及び小論文

（2）第 2 次試験

日時 令和 3 年 8 月 1 日（日曜日）午前 9 時

場所 亀山市役所

試験科目 プレゼンテーション及び個別面接

3 申込書の請求先、提出先等

（1）請求先及び提出先

〒519-0195 三重県亀山市本丸町 577 番地

亀山市総合政策部総務課人事給与グループ（亀山市役所本庁舎 2 階）

（2）提出方法

(1) の提出先への持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）とする。

(3) 問合せ先

亀山市総合政策部総務課人事給与グループ

電話 0595-84-5031

ファクシミリ 0595-82-9955

4 提出書類

(1) 市職員採用試験申込書（市の指定するもの）

(2) 履歴書・身上書（市の指定するもの）

(3) 最終学校（専門学校を除く。）の卒業（見込み）証明書又は卒業証書の写し

5 受付期間

令和3年6月1日（火曜日）から同月25日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、郵送による申込みは、令和3年6月25日（金曜日）必着とする。

6 採用者の決定等

(1) 試験の合格者は、亀山市職員採用候補者名簿に成績順に登載し、これらの者から採用者を決定する。

(2) 採用予定日は、令和4年4月1日とする。ただし、卒業見込みの者を除き、同年3月31日以前を採用日とすることがある。

7 給与は、亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の定めるところにより支給する。

8 外国籍職員の任用に関する基準

外国籍の職員は、次のような職務に就くことはできない。

(1) 公権力の行使に当たる職務

ア 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務

イ 市民に対して義務又は負担を一方的に課す内容を含む職務

ウ 市民に対して義務の履行を制限したり、強制力をもって執行したりする内容を含む職務

エ その他公権力の行使に該当することとなる職務

(2) 公の意思の形成への参画に当たる職務

ア 原則として専決権限を有する課長級以上の職にあつて、亀山市の行政について

企画、立案、決定等の政策形成に関与する職務

イ 市の基本政策、人事、財政等を担当する職務

9 令和4年3月までに高等学校を卒業する見込みである者について

高等学校を令和4年3月までに卒業する見込みである者を応募資格に含む亀山市職員（技術職（土木））の募集については、改めて令和3年8月に行う予定である。